

知恵 知ってこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.113

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



先月は、公正証書遺言について書きました。公正証書の遺言ならば、公証人が作成したものを確認するだけですので、高齢者にとってはお勧めといえると思いました。高齢になると「自筆は苦手」という人も多いからです。その一方で、今年1月から法改正により、本人が自分で書く「自筆証書遺言」の要件が緩和されています。費用がかからずに、簡単に作成できる自筆証書遺言を緩和することで、遺言証書に対するトラブルの減少を目的としています。また、相続時のトラブルが増加していることから、遺言への取り組みを強化することも背景にあります。

今回の法改正では、パソコンでの作成や、日付を「吉日」とすることが認められました。これまで、自筆証書は財産目録に至るまで、全

自筆証書遺言が 法改正で書きやすくなった?



てを自筆にすることが条件になっていました。そのため、高齢者にとっては、自筆することへの負担が大きく、作成を敬遠する人も少なくありませんでした。今回の法改正により、預貯金や不動産などを記載する財産目録は、パソコンでの作成や代筆が認められたことで、作成に要する労力も軽減されたといえます。

また、自筆遺言の場合、その証書の保管に不安がありました。自分の知らない間に、家族が閲覧したり、書き換えられたりする可能性があります。この点についても、来年からは法務局で保管できるように、法改正がなされる予定です。法務局に保管された自筆遺言については、家庭裁判所における「検認」の作業も不必要となり、スムーズに遺産分割を進めることにもなります。

このように、自筆証書遺言の要件の緩和は喜ばしいことですが、注意が必要なこともあります。自筆遺言は本人が自分で書く以上、遺族にとっては「本人に無理やり書かせたのでは」「本当に本人が書いたものなのか」といった、疑問が拭いきれないことです。たとえ、自分で築きあげた資産であっても、最後は自由にならないのが遺産相続といえます。